

9月8日（第2日）

9月8日（金）第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	宮下成美	2番	寛本語
3番	上本雄一郎	4番	平本美幸
5番	美濃英俊	6番	古居俊彦
7番	長坂実子	8番	岡野数正
9番	平川博之	10番	酒永光志
11番	沖也寸志	13番	上松英邦
14番	浜西金満	15番	山本一也
16番	吉野伸康		

欠席議員

12番 沖元大洋

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	岡田學	教育部長	山井法男
総務部長	奥田修三	企画部長	畑河内真
危機管理監	佐野数博	市民生活部長	江郷壱行
福祉保健部長	仁城靖雄	産業部長	高橋龍二
土木建築部長	西川貴則	消防長	丸石正男

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	矢野圭一
議会事務局次長	長原範幸
議会事務局	流田洋充

議事日程

日程第1	一般質問	
日程第2	報告第7号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
日程第3	報告第8号	専決処分の報告について（（仮称）飛渡瀬交流プラザ新築工事（建築）請負契約の変更について）
日程第4	報告第9号	令和4年度江田島市一般会計予算の継続費精算に関する報告について
日程第5	報告第10号	令和4年度江田島市宿泊施設事業特別会計予算の継続費精算に関する報告について
日程第6	報告第11号	令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について

日程第 7	同意第 4 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 8	同意第 5 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 9	同意第 6 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 10	同意第 7 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 11	同意第 8 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 12	同意第 9 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 13	同意第 10 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 14	同意第 11 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 15	同意第 12 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 16	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 17	議案第 47 号	江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 18	議案第 48 号	江田島市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 19	議案第 49 号	江田島市手数料条例の一部を改正する条例案について
日程第 20	議案第 50 号	江田島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案について
日程第 21	議案第 51 号	江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について
日程第 22	議案第 52 号	令和 5 年度江田島市一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 23	議案第 53 号	令和 5 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 24	議案第 54 号	令和 5 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 25	議案第 55 号	令和 4 年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 26	議案第 56 号	令和 4 年度江田島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 27	議案第 57 号	令和 4 年度江田島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 28 議案第 58 号 令和 4 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29 議案第 59 号 令和 4 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30 議案第 60 号 令和 4 年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 31 議案第 61 号 令和 4 年度江田島市港湾管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 32 議案第 62 号 令和 4 年度江田島市地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 33 議案第 63 号 令和 4 年度江田島市宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 34 議案第 64 号 令和 4 年度江田島市交通船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 35 議案第 65 号 令和 4 年度江田島市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 36 議案第 66 号 令和 4 年度江田島市下水道事業会計決算の認定について

開会（開議） 午前 10 時 00 分

○議長（吉野伸康君） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、ただいまから、令和 5 年第 4 回江田島市議会定例会 2 日目を開きます。

ただいまの出席議員は 15 名であります。

沖元大洋議員から欠席する旨の届出がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（吉野伸康君） 日程第 1、一般質問を昨日に引き続き行います。

一般質問の順番は通告書の順に行います。

これより 2 番 筧本議員の一般質問を行います。発言を補完するため、パネル等の使用について申出がありましたので、これを許可しております。

また、答弁を補完するため資料持込みの申出が執行部にありましたので、これを許可しました。なお、内容を説明するものではありませんので、議場配付は行っておりません。

2 番 筧本 語議員。

○2 番（筧本 語君） 皆様おはようございます。2 番議員の筧本 語でございます。

本日はお忙しい中、傍聴に足をお運びくださいました皆様、また、インターネット中継を御覧いただいております皆様に厚くお礼申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

皆様は、成年後見制度という制度を御存じでしょうか。認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力に不安のある方々は、不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続などの財産管理や介護・福祉サービスの利用契約や施設入所、入院の契約締結、履行状況の確認などの法律行為を一人で行うのが難しい場合がございます。

また、自分に不利益な契約であることを判断できないまま契約を結んでしまい、悪質商法の被害に遭うおそれもあります。このような、一人で決めることに不安のある方々を法的に保護し、御本人の意思を尊重した支援を行う制度が、成年後見制度です。

現在の成年後見制度は、平成 12 年から施行されており、施行以来、制度の利用者は年々増えてはきましたが、現在の利用状況は支援が必要と思われる方の数からすると、少な過ぎるのではないかとということが言われてきました。

そのような状況を踏まえ、認知症などになっても安心して暮らせる社会にしていくべく、成年後見制度の利用を促進する施策を国が総合的、計画的に実施していくために、平成 28 年 4 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が成立し、同年 5 月から施行されました。その後、内閣府の下に設置された有識者委員会で利用促進のための施策が議論され、委員会が取りまとめた意見を基に、平成 29 年 3 月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されております。さらに、令和 4 年 3 月に第二期成年後見制度利用

促進基本計画が閣議決定され、令和4年度から令和8年度まで計画に基づいて施策を実行しております。

さて、高齢化率が45%を超える本市において、認知症発症した後のことを危惧する声は少なくはなく、また、知的障害や精神障害を持つ方やその御家族の方々など、今後、制度の利用を検討する人は増えていくものと考えられます。

しかしながら、制度自体の認知度は上がってきてはいるものの、こういった制度なのかを正確に理解されているとは言えず、成年後見制度を利用すると、自分のことが知らないところで勝手に決められてしまうのではないかという不安に思われている方も見受けられました。

そこで、次の2点について伺います。

まず一つ目は、これまで成年後見制度について、本市はどのように取り組み、今現在のどのくらいの方が利用されているのかお伺いします。

二つ目は、成年後見制度の利用促進に向け、今後、本市はどのような取組をしていくのかお伺いします。

以上、2点について市長の答弁を求めます。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 失礼いたします。皆様、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

筧本議員から成年後見制度の本市の取組について、2点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず1点目の、これまで成年後見制度について、本市はどのように取り組み、今現在のどのくらいの方が利用されているかについてでございます。

成年後見制度につきましては、民法の改正により平成12年に始まったもので、認知症や知的障害、精神障害により、財産管理や日常生活をする上での行為など、物事を判断することが十分でない方に対しまして、法律的に支える制度でございます。

この成年後見制度における本市での取組といたしましては2つございます。

一つ目は制度の広報・周知でございます。

市民の皆様への理解を深めるための出前講座や、社会福祉士などの専門職に対する研修会を実施しております。また、パンフレットを作成するなど、成年後見に関する相談支援や制度の周知を行っております。

二つ目は、制度の利用促進に関する取組でございます。

成年後見制度を利用したくても、申立てができる配偶者や四親等内の親族がいない場合、また、必要となる費用を負担することが困難な方がございます。その際には、市長が家庭裁判所に申立てをする市長申立てを活用したり、制度の利用に必要な費用を市が助成することにより、制度の利用促進に関する取組を行っているところでございます。

さらには、江田島市社会福祉協議会の権利擁護センターえたじまが実施しております法人後見や、福祉サービスの利用や金銭管理などに不安のある方に対する福祉サービス利用援助事業「かけはし」による支援など、市社会福祉協議会との連携をした取組も行

っております。

そして、成年後見制度の利用者数につきましては、令和4年12月末現在で38人でございます。内訳といたしまして、判断能力が常に欠けている方に対する後見が25人、判断能力が著しく不十分な方に対する補佐が10人。判断能力が十分ではない方に対する補助が2人でございます。また、任意の後見制度では、1人の方の御利用がございます。

次に、2点目の成年後見制度の利用促進に向け、今後、本市はどのような取組をしていくのかについてでございます。

国におきましては、成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画を策定しております。また、令和4年3月には、第一期計画における課題などを踏まえ、現行の第二期成年後見制度利用促進基本計画を新たに策定しております。この第二期計画では、制度の利用促進に向け、優先して取り組む事項として3項目を掲げております。

一つ目は、市町村長申立ての適切な実施でございます。全国のどの地域におきましても、成年後見制度を必要とする方が利用できるようにする必要がございます。しかしながら、現在では、各市町村によって実施状況に格差があるのが課題となっております。本市では毎年度、市長申立ての実績がございます。今後も、広島県の研修などを受けながら適切に実施をまいります。

二つ目は、地方公共団体による行政計画等の策定でございます。現在、本市では計画は未策定でございます。そのため、今年度、令和5年度に策定いたします第4次江田島市地域福祉計画に包含する形で本市の成年後見制度利用促進基本計画を策定し、制度の利用促進に向けた取組、施策を盛り込むこととしております。

三つ目は、地域連携ネットワークづくりの推進でございます。この地域連携ネットワークづくりの推進につきましては、制度の広報、周知、相談、情報集約、制度の利用促進、後見人への支援など権利擁護支援を含めた成年後見制度の総合調整を行う中核機関が必要でございます。市ではこの中核機関につきまして、令和6年度の設置に向け調整を行っているところでございます。

市といたしましては、高齢化の進展や障害者の方の親亡き後の生活への不安などを鑑み、これまでの取組を継続するとともに、更なる充実を図り、認知症の方や障害者の方が地域で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたい、強くこのように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 算本議員。

○2番（算本 語君） ただいま2点の質問に対して丁寧な御回答ありがとうございます。

成年後見制度における本市での取組としては二つあり、一つ目は、制度の広報・周知であるとのことでした。確かに、本当に困っている方々が制度そのものを知っていなければ意味がありません。そのためにも制度の広報・周知に注力し、市民の皆様理解を深めていただけることはとても重要なことであると考えます。

先ほど市長の答弁において、市民の皆様への理解を深めるための出前講座や、社会福祉士などの専門職に対する研修会を実施しているとのことでした。

では、お尋ねします。この出前講座や研修会は、どの程度実施しているのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 出前講座や研修会の実施状況ということでございます。

まず、まちづくり出前講座につきましては、高齢者の方の権利擁護や後見人制度に關しましての市民の皆様に分かりやすく制度を説明をさせていただくための講座を準備をしております。

その実施状況についてでございます。令和元年度では1回、地域団体の方に67人の方を対象にして実施をしております。令和2年度では、団体の方に対して2回の48人でございます。また、令和4年度では1回、認知症カフェに御参加をいただきました25人の方に実施をしております。令和元年度から令和4年度までの合計4回、140人でございます。

次に、研修会についてでございます。

市では高齢者の方や障害者の方に本当に強く深く関わっていただいております社会福祉士の方がいらっしゃるんですけども、そういった社会福祉士の方をはじめとする専門職の方、この方を対象にですね、研修会を実施しているところでございます。

平成30年に1回、令和2年度に3回実施をいたしまして、4回の123人の専門職の方に御参加をいただいているところでございます。しかしながらここ3年間というのは、新型コロナウイルスの感染症の影響もございまして実施ができていないという年度もございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） 出前講座や研修会については実施はしているものの、この3年間は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実施できていないということは理解しました。

それでは、そのほかの周知などとして、パンフレットなどがあるとのことですが、それはどのようなものなのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） パンフレットについてでございます。

本日ですね、パンフレットをちょっと幾つか準備をしてみました。まずですね、法務省が作成をしておりますこの成年後見制度、成年後見登記というパンフレットがございます。これはですね、Q&A方式とかになっておりまして、本当に詳しく丁寧に説明しているパンフレットでございます。そのほかですね、本市の地域包括支援センターのパンフレット、こういうのがございます。それと社会福祉協議会が作っております権利擁護えたじまのパンフレットでこういうのがございます。今、筧本議員さんのところにも掲げてあるものと同じでございます。そしてですね、県の社会福祉協議会が策定をしておりますこういった事業内容が書いておるものがあるんですけども、こういったも

のもございます。この中にもやはり成年後見制度ということでちゃんと記載がされておるものがございます。そのほかたくさん本当に厚生労働省のものであるとかほかのものもあります。そういったものをですね、こうって準備をしております、本当にこういったパンフレットの中身はですね、制度の概要とか、どのようなときに利用したらいいのかというようなこと、そのほか手続のこととか、分かりやすく書いてあります。これはですね、市役所や社会福祉協議会の窓口準備をしております、もう本当に御参考にしていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 算本議員。

○2番（算本 語君） パンフレットについてよく理解しました。

ちなみにこちらのパネルと、皆様にお配りしております資料は、社会福祉協議会の権利擁護センターえたじまのパンフレットを拡大したものでありますので、御一読いただきたいと思っております。

こうしたパンフレットなどは、市役所や市社会福祉協議会などの相談窓口へ備え付けてあるとのことですが、より周知を図るため、できるだけ他の公共施設にも備え付けるなどの対応をぜひお願いしたいと思っております。

続いて、二つ目の制度の利用促進に関する取組についてお聞きします。

先ほどの市長答弁では、市長申立てや申立て費用の助成により、制度の利用促進の取組を行っているとのことでした。この市長申立ては、配偶者や四親等内の親族がいない場合に市長が家庭裁判所に申立てできるとの答弁でしたが、この市長申立てについて、もう少し詳しくお答えください。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 市長申立てについてでございます。

この市長申立てというのも流れがございまして、成年後見制度を御利用に当たり、したいというときにですね、申立てができる配偶者の方でありますとか、そういった親族の方がいらっしゃらない場合がございます。そういった場合におきましては、民生委員の方ですとか、その方をですね、実際に日頃から援護されている方がいらっしゃいますけどもそういった方がありますとか、例えば施設に入っている方ですと、老人福祉施設でありますとか介護施設でありますとか、そういったとこの職員の方、こういった方々ですね、市のほうに申立ての要請を受けることとなります。市のほうがこの申立てを受けますと、その申立てじゃない、要請ですね、申立てはうちのほうになりますので、要請を受けます。要請を受けますと市のほうでは聞き取り調査、これを生活状況調査といいますけれども、そういった生活がどうかというようなところを調べさせていただきます。そしてですね、戸籍によりまして、先ほど話がありましたように四親等内だったら申請が可能ですので、そういった四親等内の親族調査というのも行います。こういったことによりまして、申立て要請にですね、必要な調査を実施することとなります。そして成年後見用の診断書ということで、これは鑑定連絡票というんですけれども、これが必要となります。この作成をですね、病院の先生、主治医の先生とかにですね、お願いをするということになります。こうして申立てに必要な書類が整いましたら、市

が管轄する家庭裁判所に市長名で申立てを行うということになってまいります。

この家庭裁判所につきましてはですね、本市でしたら、広島地方裁判所の呉支部ということになります。この後、家庭裁判所におきまして審判が行われ、そして後見人等の選任が行われるっていう流れになっております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 算本議員。

○2番（算本 語君） 市長申立ての流れがよく分かりました。通常の申請と違うところは、関係者から市長へ申立て要請を行うところが初めにあるということは理解しました。

それでは、必要となる費用を負担することが困難な方は、市から助成をしてもらうことができるとのことでしたが、その利用に必要な費用の負担額などについて、もう少し詳しくお答えください。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 制度に必要な費用の負担額等についてでございます。

成年後見制度をですね、利用するに当たりまして、これを大きく分けて2つございます。

一つ目はですね、申立てに関する費用。申立てをするときに必要な費用になりますけれども、その費用の内訳は、申立手数料、そして登記手数料、そして書類を送ったりする、書類送達するための費用ということになります。これが合計6,000円から8,000円程度必要となります。また、鑑定をする、先ほど主治医の方に鑑定をっていうふうな話がありましたけれども、この鑑定する場合にですね、別に5万円から10万円別に必要になってまいります。

そしてですね、二つ目とは成年後見制度を利用しますと成年後見人の皆さんにですね、報酬という報酬費用が発生することとなります。これはですね、民法の規定によりまして、御本人である被後見人の方がその方の財産の中から相当な報酬を後見人に与えることができるというふうにされておりますので、この報酬の額につきましてはですね、裁判官が事案ごとにふさわしい額を決めるということになっておりますので、基準というのはいりません。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 算本議員。

○2番（算本 語君） 成年後見制度を利用するには、継続的に後見人の方に報酬を支払うことになるとのことですが、報酬の額は裁判官が決めるため、基準がないとのことでした。

しかし、やはり報酬の額は気になるところでございます。相場や目安などはあるのでしょうか、お答えください。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 報酬の目安ということでございます。

目安としてですね、これは東京家庭裁判所が参考資料として公表しているものがございます。これによりますと、基本報酬としては月額2万円ということでございます。た

だし成年後見人がですね、管理する財産が大きくなればちょっと金額が変わってまいりまして、その報酬額が多くなればなるほど、月額3万円から6万円の間で決まっていくというふうな形になると記載がございます。

また、それ以外に特別な事務が発生したりとかですね、特別な事情があったりする場合は、その都度、別の費用がかかってくるとその東京家庭裁判所の参考資料には書かれております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 算本議員。

○2番（算本 語君） 後見人の方への報酬の目安は財産額にはよるものの、月額2万円程度とのことでした。その費用についての経済的に困難な方には、市からの補助制度がありますが、この後見人の方への報酬額や裁判所への申立て費用について、全額補助されるのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 助成対象費用についてでございます。

基本的にはですね、報酬につきましても申立て費用につきましても補助対象になります。しかしながら報酬につきましては、上限額っていうのがございまして、これは家庭裁判所が決める、裁判官が決める金額の範囲内というのが基本的なものなんですけれども、特別養護老人ホームに入所されている方は月額1万8,000円、そしてその他の方はですね月額2万8,000円が上限額になっております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 算本議員。

○2番（算本 語君） 助成対象費用についてよく理解いたしました。利用を考えている方々にとって、費用面での不安が最も大きいものと思われまますので、今後更なる周知をお願いしたいと思います。

さて、先ほどの市長答弁の中で、江田島市社会福祉協議会の権利擁護センターえたじまが実施している法人後見や福祉サービスの利用や金銭管理などに不安のある方に対する福祉サービス利用援助事業「かけはし」による支援など市社会福祉協議会との連携をした取組も行っており、令和4年12月末現在で、判断能力が常に欠けている方に対する後見が25人、判断能力が著しく不十分な方に対する補佐が10人、判断能力が十分でない方に対する補助が2人、また、任意後見制度で1人の計38人の利用があるとおっしゃられました。思ったより利用者数が少なく感じましたが、これから先、利用者数が増えていくものと思われまますので、江田島市社会福祉協議会との更なる連携の強化に注力していただきたいと思ひます。

次に、2点目の成年後見制度の利用促進に向け、今後、本市はどのような取組をしていくのかについて、制度の利用促進に向け優先して取り組む事項として、市町村長申立ての適切な実施、地方公共団体による行政計画等の策定、地域連携ネットワークづくりの推進の3項目を掲げているとのことでした。

まず、1つ目の市町村長申立ての適切な実施について、本市では、毎年度市長申立ての実績があり、今後も広島県の研修等を受けながら適切に実施していくとのことでした

が、誰がどのくらいの頻度で研修を受けているのか、お答えください。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 研修についてでございます。

広島県では毎年度、成年後見制度利用促進体制整備研修というのがございまして、また、成年後見制度推進団体連絡会議というのを開催をしております。これらの研修や会議につきましては、社会福祉士でありますとか保健師などのこういった専門職の方はもとより、一般の事務担当職員もですね、参加をしております。

それ以外にですね、また、家庭裁判所とかですね、弁護士会、司法書士会などが一堂に集まる会議がございまして、これが家事関係機関との連絡協議会というのがございます。そういったところにも参加をしております、市町村申立ての適切な実施を含めた成年後見制度全体にですね、わたる研修について参加をしているところでございます。

今後こういった各種の研修に参加をいたしまして制度の理解を深めまして、成年後見制度の利用促進に向けた取組を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） 社会福祉士、保健師等の専門職や一般事務担当職員が各種の研修への参加を通じて制度の理解を深めることで、成年後見制度の利用の促進につながるものと思いますので、今後も取組を進めていただきたいと思います。

次に、二つ目の地方公共団体による行政計画等の策定についてです。

現在、本市では計画は未策定のため、令和5年度に策定する第4次江田島市地域福祉計画に包含する形で本市の成年後見利用促進基本計画を策定し、制度の利用促進に向け取り組む施策を盛り込むとのことでしたが、策定までの流れをもう少し詳しくお答えください。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 計画策定までの流れということでございます。

先ほどお話ししましたようにですね、本市の成年後見利用促進基本計画、これにつきましては、地域福祉計画に包含する、その中に含めてですね、策定するということが今しております。

この策定の手順といたしましては、これは地域福祉計画の策定手順になるんですけども、地域福祉計画策定に当たりまして、これは市長の附属機関でございます市の保健福祉審議会というのがございます。ここにおきまして、市長の諮問に応じて調査そして審議をしていただくというところでございます。

この計画策定の流れといたしましては、昨年度、令和4年度には市民の方やですね、小学校の5年生・6年生、そして中学生の方に対しましてアンケートを実施をしております。これによりまして課題の整理をしたところでございます。

今年度に入りましては、市役所内部の関係各課にですね、取組状況の分析を行っております、福祉関係に関する団体への団体調査というのをを行い、そしてそういった方が皆さんが集まったところでのグループインタビューというのもやっております。

こういうようなことをしまして、施策のそうした事業の実施状況の評価とかですね、

そうした取りまとめをしておるところでございます。

これらを基にしまして、計画のいわゆる素案というのができまして、その後また協議をしていただき、骨子案ができて素案ができて、そしていろんな協議を含めまして最終案になるということでございます。

成年後見制度につきましては、先ほど言いましたように地域福祉計画の中で包含するというのですが、その計画の中の1つの章を別に別建てとして設けまして、その記載をするというふうに今考えております。調査や策定というのは一体的にやりますけれども、章立てで記載したいというふうに思っております。

そしてですね、そうした計画案というのができまして、パブリックコメントによりまして幅広い意見を募集し、そして計画の完成ということになってまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 　　算本議員。

○2番（算本 語君） 　　地域福祉計画の策定には、市福祉保健審議会にて調査・審議していただくこととなっていて、その調査のために市民の方や小学校5・6年生と中学生に対してアンケート調査を実施したとのことでした。また、地域福祉に関係する団体の調査やグループインタビューを行うなど、施策、事業の実施状況を評価及び取りまとめの上で計画の案とし、パブリックコメントにより、意見を募集後計画ができるとのことでした。

市民の方や小学校5・6年生、中学生の方に対してのアンケートは、成年後見制度に関心を持ってもらう上でも、とても効果的であると考えます。関係各課の取組状況の分析や、地域福祉に関係する団体への調査、グループインタビューやパブリックコメントなどの実施などで得た幅広い意見を反映させた計画となるよう期待しております。

最後に、3つ目の地域連携ネットワークづくりの推進について、制度の広報・周知、相談、情報集約等、制度の利用促進、後見人への支援など権利擁護支援を含めた成年後見制度の総合調整を行う中核機関が必要で、令和6年度の設置に向け調整を行っているとのことでした。この中核機関について、もう少し詳しく御説明ください。

○議長（吉野伸康君） 　　仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 　　中核機関についてでございます。

主な役割としてですね、この中核機関には4つあります。一つ目はですね、広報、啓発でございます。1点目の御質問にありましたように確かにこの成年後見制度ってというのは知られてない場面、部分がたくさんございます。これはですね、御本人さんだけではなく、御家族の方でありますとか近所の方、民生委員さんの方、市民の方全員ですね、知っていただくということを、これをまた推進する機関でもございます。

二つ目は相談機能でございます。高齢者の方や障害をお持ちの方っていうのをですね、その御本人さんや、その取り巻く環境というのは様々なことがございます。そういった事情や課題というのもございます。その個別の案件に対しましてですね、成年後見制度に詳しい専門家の方、専門職の方がそういった関与することによりまして、法律的な相談でございますとか、その方針、進め方っていうのをですね、相談できる、そういった機関になってまいります。

三つ目は利用促進でございます。成年後見制度への申請を、先ほど申請すると言いましたけども、申請する、そういった支援でございますとか、利用に向けた専門的な助言というのが、そういったことができる機関になってまいります。

四つ目というのは後見人への支援でございます。実際に成年後見制度使われる方ではなく、そういった後見人になられる方、こういった方ですね、支援、そういった相談体制、こういうようなことが必要になってまいりますので、それを受ける機関にもなりますし、これを機関だけで完結するわけではなく、福祉というのは幅広くございますので、ほかの機関との連携っていうのが本当に必要になってきます。そういったチーム体制をつくるということからも、この中核機関が役割を担うということでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 算本議員。

○2番（算本 語君） 中核機関には4つの役割があるとのことでした。

国の基本計画によりますと、中核機関の役割は、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理コーディネート等を行う司令塔機能。地域における協議会を運営する事務機能。地域において、三つの検討、専門的判断を担保する進行管理機能という三つの集約・整理することで、課題を解決したり、機能を整理・回復するなど、支援の流れをよりスムーズにするもので、これにより成年後見制度の利用が進んでいない現状は大きく変わるものと期待されております。その中核機関を本市では来年度の設置に向けて調整しているとのことでした。

では、本市が設置する中核機関は、市が直接運営するものになるのかお尋ねします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 中核機関を市が運営するのかというお尋ねでございます。

この中核機関は市が直接運営する方法と、そしてほかの機関に委託する方法がございます。広島県内で既にですね、設置をしておる、またですね、計画をしておる市町では、多くが社会福祉協議会に委託をしております。本市におきましてもですね、先ほどパンフレットを見ていただきましたけれども、権利擁護や法人後見人としてですね、実績のある社会福祉協議会、ここへの委託を今、念頭に検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 算本議員。

○2番（算本 語君） 実績のある社会福祉協議会への委託も検討しているとのことでした。また、県内の市町でも同様のケースが多いとのことでした。

それでは、広島県内で中核機関を設置している市町はどの程度あり、また、社会福祉協議会へ委託している市町はどの程度あるのでしょうか、お答えください。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 県内の中核機関の設置の数でございます。

県内の市町では現在設置済みっていうのが10市町でございます。また、今年度中に設置予定が3市町、そして令和6年度、来年度でございますけれども、これに来年度予定をしておりますのが本市を含めまして5市町ということでございます。

また社会福祉協議会へ委託をしておりますのが、現在設置済みの10か所、その10市町のうちですね、8市町が社会福祉協議会への委託でございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 筧本議員。

○2番（筧本 語君） 他市町の中核機関の設置状況についてよく分かりました。

中核機関は、成年後見人による不正防止効果を発揮していく上で、中核的な役割を果たす機関でもあります。本市においても、しっかりとした中核機関を設置し、地域連携ネットワークづくりの推進により一層取り組んでいただくとともに、認知症の方や障害者の方が地域で安心して暮らせる、誰一人取り残されることのないまちづくりを進めていただきたいと切にお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） 以上で、2番 筧本議員の一般質問を終わります。

日程第2 報告第7号

○議長（吉野伸康君） 日程第2、報告第7号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第7号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された市長の専決事項の指定に基づきまして、和解及び損害賠償の額の決定について専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、企画部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内真君） それでは報告第7号について御説明いたします。

議案書の2ページ、専決処分書をお開きください。

このたびの専決処分は、大柿町大君で発生した車両損傷事故による損害について相手方と和解し、損害賠償の額を決定したものでございます。

1、事故の概要でございます。

令和5年5月26日午前10時30分頃、大柿町大君の市有地において、企画部所属の職員が除草作業を行っていたところ、使用していた草刈り機が石をはね、国道487号を走行中であつた相手方車両のフロントガラスに当たり破損をさせたものでございます。

2、和解の相手方は、記載のとおりでございます。

3、和解の条件及び損害賠償の額でございます。

市は損害賠償金10万9,500円を支払うものとし、ほかには、相手方と本市の間に一切の債権債務関係がないことを確認しております。なお、相手方に支払う賠償金に

については、本市が加入しております全国町村会総合賠償保険から支払いを受けるものでございます。

議案書1ページ目にお戻りください。

専決処分年月日でございます。令和5年7月3日でございます。

今後は細心の注意を払いながら作業を行い、このような事故を起こさないよう努めてまいります。

説明については以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第7号を終わります。

日程第3 報告第8号

○議長（吉野伸康君） 日程第3、報告第8号 専決処分の報告について（（仮称）飛渡瀬交流プラザ新築工事（建築）請負契約の変更について）を議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第8号 専決処分の報告について（（仮称）飛渡瀬交流プラザ新築工事（建築）請負契約の変更について）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された市長の専決事項の指定に基づきまして、（仮称）飛渡瀬交流プラザ新築工事（建築）請負契約の変更について専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、報告第8号について御説明いたします。

議案書5ページに専決処分書、6ページに参考資料を添付しております。

参考資料により御説明いたしますので、6ページをお願いします。

1、契約の目的及び2、契約の方法につきましては変更はございません。

3、契約金額につきましては、変更前が2億1,670万円で、令和4年9月9日に議決をいただいております。このたび専決処分により、契約金額を2億1,835万円に変更したものです。

4、契約の相手方、5、工期につきましては変更はございません。

下段にございます変更の理由と変更内容です。

施設利用者の利便性向上を目的に、調理台の仕様を変更しました。また、地盤改良工事の施工数量等が変更したことによるものです。

4ページにお戻りください。

2の専決処分年月日です。

専決処分年月日は、令和5年8月2日です。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第8号を終わります。

日程第4 報告第9号

○議長（吉野伸康君） 日程第4、報告第9号 令和4年度江田島市一般会計予算の継続費精算に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第9号 令和4年度江田島市一般会計予算の継続費精算に関する報告についてでございます。

地方自治法第212条の規定による継続費に関しましては、議案書8ページのとおり精算報告書を調製しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、報告第9号につきまして、議案書8ページの令和4年度江田島市一般会計継続費精算報告書により御説明いたします。

このたびの令和4年度の継続費に関する精算報告は2件でございます。

一昨年度、令和3年度から昨年度、令和4年度にかけて実施しました大柿市民センター新築事業と、旧能美海上ロッジ解体事業になります。

それでは報告書の表により御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、大柿市民センター管理運営事業費（大柿市民センター新築事業）です。

全体計画の年割額の欄を御覧ください。

令和3年度が2億3,292万円。令和4年度が3億7,101万5,000円。合計6億393万5,000円の計画に対しまして、中ほどの実績の支出済額の欄にありますとおり、令和3年度が2億2,012万3,950円。令和4年度が3億7,093万6,300円で、合計5億9,106万250円となりました。

次に、7款商工費、1項商工費、事業名、宿泊施設事業特別会計繰出金（旧能美海上ロッジ解体事業）です。

全体計画の年割額は、令和3年度が1億円、令和4年度が1億384万5,000円で、合計2億384万5,000円の計画に対しまして、中ほど実績の支出済額の欄にありますとおり、令和3年度が1億円、令和4年度が9,384万4,200円で、合計1億9,384万4,200円となりました。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第9号の報告を終わります。

日程第5 報告第10号

○議長（吉野伸康君） 日程第5、報告第10号 令和4年度江田島市宿泊施設事業

特別会計予算の継続費精算に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第10号 令和4年度江田島市宿泊施設事業特別会計予算の継続費精算に関する報告についてでございます。

地方自治法第212条の規定による継続費に関しましては、議案書10ページのとおり精算報告書を調製しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） それでは、報告第10号につきまして、議案書10ページの令和4年度江田島市宿泊施設事業特別会計継続費精算報告書により御説明いたします。

このたびの継続費精算報告は、令和3年度から令和4年度にかけて実施しました宿泊施設管理運営事業費の旧能美海上ロッジ解体事業です。

報告書の表を御覧ください。

1款事業費、1項管理費、事業名、宿泊施設管理運営事業費（旧能美海上ロッジ解体事業）です。

全体計画欄の年割額は、令和3年度が1億円。令和4年度が1億384万5,000円で、合計2億384万5,000円です。

中ほど、実績欄の支出済額は、令和3年度が1億円。令和4年度が9,384万4,200円で、合計1億9,384万4,200円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第10号の報告を終わります。

日程第6 報告第11号

○議長（吉野伸康君） 日程第6、報告第11号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第11号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の審査意見書を付し、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、報告第11号につきまして、別冊となっております。

ります令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書で御説明いたします。

報告書の1ページをお願いします。

1、令和4年度健全化判断比率報告書です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を御報告するものです。

報告する指標は4点ございます。(1)の総括表におきまして、各指標の区分ごとにその数値をお示ししております。

左の欄から1番目の実質赤字比率、2番目の連結実質赤字比率につきましては、赤字額がなかったことから、バーで表記しております。3番目の実質公債費比率は7.4%、4番目の将来負担比率は0.7%となっております。

補足としまして、この決算に基づく4つの指標のうち、いずれか1つでも早期健全化基準以上になりますと、早期健全化団体になります。また、将来負担比率を除く3つの指標値のうち、いずれか一つでも財政再生基準以上になりますと、財政再生団体となり、国の指導等により財政健全化を行うこととなります。

なお、この指標の算定根拠につきましては、2ページに実質赤字比率、3ページに連結実質赤字比率、4ページに実質公債費比率、5ページに将来負担比率の計算式、それぞれお示ししております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

2、令和4年度資金不足比率報告書になります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、地方公営企業の資金不足比率を報告するものです。

(1)総括表でお示しのとおり、水道事業会計、下水道事業会計、宿泊施設事業特別会計、交通船事業特別会計、地域開発事業特別会計、いずれの会計につきましても資金不足額がございませんので、資金不足比率をバーで表記しております。

補足としまして、いずれの会計におきましても、資金不足比率が経営健全化基準の20%を超えますと、その公営企業は早期健全化計画の策定、個別の外部監査などが求められることとなります。

なお、7ページには、地方公営企業法の適用企業の、8ページ、9ページには、地方公営企業法の非適用企業における資金不足比率の算定根拠をお示ししております。

また、10ページには、参考資料といたしまして、各会計で示すべき指標の対象範囲を掲載しております。

以上で説明を終わります。

○議長(吉野伸康君) 以上で、報告第11号の報告を終わります。

先ほど報告のあった報告第11号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告については、監査委員の意見が付されていますので、監査委員からの報告を求めます。

それでは、三浦代表監査委員、入場していただきます。

(代表監査委員 入場)

三浦代表監査委員、登壇願います。

○代表監査委員（三浦和英君） 監査委員の三浦でございます。どうぞよろしくお願
いいたします。

それでは、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見につ
いて御報告いたします。

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査を、去る7月27日
から8月25日までの間、その算定の基礎となる事項を記載した書類の精査、照合を行
うとともに、担当職員から説明を求め慎重に行いました。

その結果、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を
記載した書類並びに令和4年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事
項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。なお、審
査意見書をお手元に配付しておりますので、御覧いただきますようお願いいたします。

以上、報告いたします。

○議長（吉野伸康君） ここで三浦代表監査委員には退席していただきます。

（代表監査委員 退席）

これをもって、監査委員の審査意見報告を終わります。

以上で、報告を終わります。

この際、暫時休憩いたします。11時20分まで休憩いたします。

（休憩 11時02分）

（再開 11時20分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 同意第4号～日程第15 同意第12号

○議長（吉野伸康君） 日程第7、同意第4号 農業委員会の委員の任命につき同意
を求めることについてから、日程第15、同意第12号 農業委員会の委員の任命につ
き同意を求めることについてまでの9議案を一括議題といたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま一括上程されました同意第4号から同意第12号ま
での農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

現行の農業委員会の委員の任期が令和5年10月31日で満了となりますことから、
清水正子さんを始めとする9名を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等
に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

これらの方々は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事
項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができ
る方々でございます。

以上9件につきまして、御同意を賜りますよう、何とぞよろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

本9案に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案9案は、こと人事に関することですので、討論を省略し、直ちに起立により採決を行います。

初めに、同意第4号についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定しました。

次に、同意第5号についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第8号についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第9号についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第10号についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第11号についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第12号についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

日程第16 諮問第1号

○議長(吉野伸康君) 日程第16、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

濱野真樹さんを人権擁護委員の候補者として推薦をしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

濱野さんは、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございます。

以上、1件の諮問でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、こと人事に関することですので、討論を省略し、直ちに起立により採決に入ります。

お諮りします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、濱野真樹氏を人権擁護委員候補者として適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、濱野真樹氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第 17 議案第 47 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 17、議案第 47 号 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第 47 号 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

飛渡瀬交流プラザ及び小古江集会所を設置するに当たり、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企画部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内真君） それでは、議案第 47 号について御説明いたします。

このたびの改正は、飛渡瀬交流プラザ及び小古江集会所を設置することに伴い、現行条例の一部を改正するものでございます。

議案書 36 ページと 37 ページに改正条文、38 ページから 41 ページに参考資料として、新旧対照表を添付しております。

38 ページからの新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表の右側が現行、左側が改正案でございます。下線部のある部分について改正を行うものでございます。

まず、第 1 条において地方自治法、法と省略することとしておりますので、第 2 条の改正といたしまして、地方自治法とあるところを法に略すものでございます。

次に、第 3 条の改正でございます。第 3 条の改正といたしまして、2 施設の名称と位置の表、こちらのほうに飛渡瀬交流プラザ及び小古江集会所を新たに追加いたします。

次に、第 6 条、使用料の関係の別表といたしまして、飛渡瀬交流プラザと、次のページになりますが小古江集会所を追加いたします。

また、今回の条例改正に伴い、3 つの条例について附則による改正を行います。これは飛渡瀬交流プラザと小古江集会所の設置に伴い、地域の集約対象施設を廃止することによるものでございます。

まず、附則第 2 項による改正でございます。

39 ページから 40 ページ中段にかけてとなります。

江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正し、飛渡瀬体育館を削除いたします。なお、この体育館は飛渡瀬交流プラザの施設の一部と今後なるものでございます。

次に、40 ページの中段からとなります。附則第 3 項による改正でございます。

江田島市集会所設置及び管理条例の一部を改正し、大盤集会所、内海集会所を削除い

たします。

次に、40ページの最下段から41ページにかけてでございます。

附則の第4項による改正といたしまして、江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正し、飛渡瀬老人集会所及び小古江老人集会所を削除いたします。

議案書37ページにお戻りください。

議案書37ページ、施行期日についてでございます。

このページの上段にございますとおり、本改正条例案の施行期日は、令和5年10月1日としております。

今回の条例改正は、地元との協議を経て実施した公共施設の再編整備に伴い、地域のにぎわいづくり、拠点づくりを担う施設の設置及び廃止を行うものでございます。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第48号

○議長（吉野伸康君） 日程第18、議案第48号 江田島市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第４８号 江田島市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

寄涛集会所を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） それでは、議案第４８号について説明いたします。

このたびの改正は、寄涛集会所を廃止することに伴い、現行条例の一部を改正するものです。

議案書４３ページに改正条文、４４ページに参考資料として、新旧対照表を添付しております。

４４ページの新旧対照表で説明いたします。

新旧対照表の右側が現行、左側が改正案でございます。

下線部の寄涛集会所の項を削ります。

４３ページに戻ってください。

附則について。

この条例は、令和５年１０月１日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 49 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 19、議案第 49 号 江田島市手数料条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第 49 号 江田島市手数料条例の一部を改正する条例案についてでございます。

旅館業法の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷壱行君） それでは、議案第 49 号について説明いたします。

議案書 46 ページが改正条文、47 ページが新旧対照表、48 ページに参考資料として説明資料を添付しております。

48 ページの参考資料により、改正内容について説明いたします。

1、改正の趣旨について。

旅館業法の一部が改正されたことに伴い、江田島市手数料条例の一部を改正するものです。

2、法改正の内容について。

旅館業の事業を譲り受けた者は、営業許可申請を行うのではなく、より簡易な営業者の地位の承継の承認申請を行うこととする。旅館業の営業に関する申請の類型について、現行と法改正後を次の表のとおり取りまとめております。

3、条例改正の内容について。

旅館業の事業譲渡に係る地位の承継の承認申請の事務負担は、現行の地位の承継の承認申請と同等となることから、次の表のとおり、地位の承継の承認申請手数料の一つとして加えます。

（2）その他所要の規定の整理を行います。

4、施行期日について。

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日とします。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第50号

○議長(吉野伸康君) 日程第20、議案第50号 江田島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第50号 江田島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案についてでございます。

こども家庭庁設置法の施行等に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(吉野伸康君) 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長(仁城靖雄君) それでは、議案第50号につきまして御説明をいたします。

議案書50ページから58ページに改正条文を、59ページから80ページに新旧対照表を添付しております。

新旧対照表によりまして御説明をいたしますので、59ページをお願いいたします。右の欄が現行条例、左の欄が改正案でございます。改正をいたします部分につきまし

ては、下線部分でございます。

まず資料にはございませんが、概要を説明をさせていただきます。

今年4月に、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行され、子ども・子育て支援法のほかに、認定こども園法など関係法律が改正されました。また、内閣府令の施行により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正も行われたところでございます。

そして、このたびの改正によりまして、基準などの内容につきましては大きく変更はないものの、条文のずれなど修正する必要がある場合がございますので、本市の関係条例、4つの条例を改正するものでございます。

資料でございます。

一つ目は、この59ページの江田島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、この第2条第23号をはじめ、主に条項ずれを改正。

また、次のページ60ページでございます。

第5条は、電磁的記録に関わる規定の整備といたしまして、ここを削り、第53条に追加するものでございます。

63ページをお願いいたします。下から5行目でございます。

第15条第4号で、国の所管換に伴いまして、厚生労働大臣から内閣総理大臣へ改正をしております。

73ページをお願いいたします。

二つ目は、江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

この次のページ、二つのページ、75ページをお願いします。

中段の第25条で、同様に内閣総理大臣へ改正をしております。

79ページの中段をお願いいたします。

第49条で、電磁的記録の整備の改正を行っております。

その下三つ目は、市長の附属機関の設置に関する条例で、子ども・子育て支援法の条項ずれによる改正でございます。

次のページ、80ページをお願いいたします。

四つ目は、江田島市保育の必要性の認定に関する条例で、同じく子ども・子育て支援法の条項ずれによる改正でございます。

戻りまして58ページをお願いいたします。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、江田島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第15条第1項第2号の改正につきましては、令和5年9月16日から施行するものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第51号

○議長(吉野伸康君) 日程第21、議案第51号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第51号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案についてでございます。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴う規定の整備等をするため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、消防長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 丸石消防長。

○消防長(丸石正男君) それでは、議案第51号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

82ページから84ページに改正条文、85ページから88ページに参考資料として改正する条例案新旧対照表及び江田島市火災予防条例の改正要旨を添付しております。

83ページの参考資料により御説明いたします。よろしくお願いいたします。

1、改正の趣旨でございます。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするものと、消防組織法第37条の規定に基づき発出された国の助言、これは国が定める火災予防条例（例）の改正でございます、この改正を踏まえ、変電設備等の位置に係る規定等を改めるものでございます。

続きまして、2、改正の概要でございます。

(1)の対象火気省令の一部改正に伴うもの。

ア、蓄電池設備に関する事項でございますが、条例に規制対象となる蓄電池設備の指定に係る単位について、これまでのアンペアアワー・セルという単位から、一般的に用いられる蓄電池容量キロワット時という単位になります。これらを用いることとされたことに伴い、蓄電池設備の規制に関する規定を改めるものでございます。

続きまして、イ、固体燃料を使用した火気設備の離隔距離についてでございます。

木炭を燃料とする炭火焼き器の離隔距離の基準が対象火気省令に追加されたことに伴い、当該離隔距離の基準を追加するものでございます。

次に、(2)国の助言を踏まえたもの。

ア、変電設備等の位置に関する事項でございますが、キュービクル式以外の変電設備等についても、建築物等との部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととしています。

続きまして、イ、火を使用する設備の設置の届出についてでございます。

火を使用する設備の設置の届出の対象から、相対的に火災危険が低いと考えられる蓄電池容量20キロワット時以下の蓄電池設備を除くこととします。

83ページにお戻りください。

附則、施行期日でございます。

この条例は、令和6年1月1日から施行します。

第2項から84ページ第4項までは経過措置を定めております。

すいません、訂正させていただきます。先ほど83ページと申しましたけれども、88ページでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。13時まで休憩いたします。

(休憩 11時58分)

(再開 13時00分)

○議長(吉野伸康君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22 議案第52号

○議長(吉野伸康君) 日程第22、議案第52号 令和5年度江田島市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第52号 令和5年度江田島市一般会計補正予算(第4号)でございます。

令和5年度江田島市一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ304万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億6,043万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 奥田総務部長。

○総務部長(奥田修三君) それでは議案第52号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず初めに、事項別明細書の14ページ、15ページをお願いします。

初めに、歳入からです。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目農林水産業費国庫補助金は、水産基盤整備

事業補助金の増額補正です。

16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金は、施設園芸エネルギー転換事業補助金及び小規模崩壊地復旧事業費補助金の増額補正です。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、財源調整に伴う繰入金の減額補正です。

21款諸収入、5項4目雑入は、会計年度任用職員の社会保険料個人徴収金、消防団員安全装備品整備等助成金及び自然体験活動支援事業交付金の増額補正です。

5目過年度収入は、昨年度事業の精算に伴う国庫負担金の追加交付分の増額補正です。続きまして、歳出です。

このたびの歳出補正予算の主なものは、公共施設再編整備事業等に係る引っ越し費用、国・県補助金の追加交付による工事費等の増額、小中学校教員のネット環境構築費用の組替え、7月の大雨に伴う災害復旧費などの補正を計上しております。

また、職員給与費につきまして、本年4月の人事異動等に伴う給料、職員手当などの組替えや、会計年度任用職員の雇用状況に伴う人件費の補正を各款項目において計上しております。

なお、その内訳及び合計につきましては40ページから給与費明細書にお示ししております。

それでは、職員給与費関係を除く主な補正につきまして御説明いたします。

16ページ、17ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、総務一般管理事業費で、施設間の通信費削減に向けた光電話更新工事費の増額補正です。

5目財産管理費は、現在整備中の（仮称）切串交流プラザ新築工事に係る引っ越し及び式典業務委託料の増額補正です。

14目集会所施設費は、江南ふれあいセンター改修工事費の増額補正です。

職員給与費が続きまして、20、21ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、各種相談業務等に当たる社会福祉士の増員に伴います会計年度任用職員人件費の増額補正です。

3目老人福祉費は、高齢者在宅福祉事業費及び介護保険事業費で、昨年度事業の精算に伴います返還金の増額補正と、介護保険（保険事業勘定）特別会計の補正に伴う繰出金の減額補正です。

22、23ページをお願いします。下段になります。

3款民生費、2項児童福祉費、3目保育施設費は、現在整備中の認定こども園きりくし新築工事に係る引っ越し業務委託料の増額補正です。

24、25ページ、下段をお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目保健センター費は、能美保健センターの雨漏り修繕工事費の増額補正です。

職員給与費が続きまして、28ページ、29ページ飛びます。中段をお願いします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は、県の新規事業で、新エネ機器への更新を行う事業者に対する施設園芸エネルギー転換事業補助金の増額補正です。

4目農村整備費は、農業用施設維持管理事業費で、7月の大雨で被害を受けた農道等の修繕料の増額補正です。

2項林業費、2目治山事業費は、県の補助要綱の見直しに伴う小規模崩壊地復旧事業の設計委託料の増額補正です。

30ページ、31ページ中段をお願いします。

6款農林水産業費、3項水産業費、3目漁港費は、漁港の外灯球切れによる修繕費用及び国庫補助金の追加交付に伴う工事請負費の増額補正です。

7款1項商工費、2目商工業振興費は、今年度の見込みに伴う、がんばりすと応援事業補助金の増額補正です。

職員給与費が続きまして、34、35ページの下段まで飛ばしてください。

9款1項消防費、2目非常備消防費は、消防団安全装備品整備等助成金に伴う消耗品費の増額補正です。

36、37ページ中段をお願いします。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費は、小中学校教員のインターネット環境更新に伴う仮想ブラウザ環境構築業務委託料の増額、機器リース料の減額補正です。

このページ下段から38、39ページをお願いします。

4項社会教育費、8目環境館費は、民間財団の自然体験活動支援事業交付金の採択に伴う消耗品費の増額補正です。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、2目農業施設災害復旧費及び3目林業施設災害復旧費は、7月の大雨に伴う災害復旧工事費の増額補正です。

13款諸支出金、2項1目公営企業費は、下水道事業会計の補正に伴う繰出金の減額補正。広島県水道広域連合負担金の増額補正です。

予算書の5ページにお戻りください。

第2表 債務負担行為補正です。

追加として、生活習慣病予防対策事業委託ほか2件を、廃止として教師用パソコンリース1件をお願いしております。

なお、最後に事業別明細書の40ページから42ページに給与費明細書、43ページに債務負担行為の支出予定額等に関する調書をお示ししております。

説明につきましては以上になります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

宮下議員。

○1番（宮下成美君） このたびの補正予算の給与費の全体的な部分についてちょっと聞きたいんですけども、ちょっと職員給与費の減額補正が多いように見受けられました。説明であったように人事異動などに伴うということではあるんですけども、部署によっては複数人辞められたのかなとかってそういうような、額的に大きな減額補正があったりするので、この状況についてもう少し詳しく教えてください。

○議長（吉野伸康君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） 職員給与費の減額に関する全体的な説明になります。

まず、このたびの職員給与費に係る全体的な減額理由としましては、早期退職者が多かったことが最大の要因となっております。

参考までなんですが、総務省の調査によりますと、令和3年度の全国の地方公務員の退職者数、これ定年退職によるものが約半分、残りの半分は自己都合による早期退職となっております。この割合からも分かりますように、公務員の中途退職が全国的にも増加しており、若者を中心に転職に関する意識に変化が見受けられます。

本市におきましても、優秀な人材が本市で活躍してくれることが本当に望ましいと考えておりますけど、社会人枠を活用したりですね、応募年齢を引き上げたり、こういった形でですね、応募の枠を広げるような形で職員の確保に努めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 定年退職と早期退職と、傾向として半々ぐらいあるということでしたが、中途採用なんか今、結構されている印象があります。

そこで、業務がたくさんかさんで人手不足っていうのはどこも言われているところで、中途採用なんか積極的に活用しながら、業務の推進に当たっていただけたらと思います。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

平本議員。

○4番（平本美幸君） 事項別明細書36ページの教育振興費の学校教育振興一般事業費で、仮想ブラウザ環境構築業務委託料1,830万ついでますけど、この内容を詳しく教えてください。

○議長（吉野伸康君） 山井教育部長。

○教育部長（山井法男君） 37ページのやや下にある仮想ブラウザ環境構築業務委託料1,800万についてのお問合せです。

この仮想ブラウザ。ブラウザっていうのが、インターネットの閲覧ソフトのことで、これが教員用のインターネット接続を安全にするためのシステム構築なんですけれども、今現在、学校10校あって教員が約200人。ですから、それぞれ1台、200台のパソコンがあります。このパソコンについては今インターネットに接続させていません。なぜならばですね、教員のパソコンには子供の成績とかですね、個人情報がたくさんありますので、それがサイバー攻撃を受けたりしても、受けないように流出しないようにですね、今インターネットには接続してないんです。

これがじゃあどのようにしているかと。今はもう情報化社会ですからインターネットで情報を取ったりですね、いろんな資料もダウンロードしたりするんですけども、どのようにしているかといいますと、各校に5台ずつインターネットに接続する、個人個人が使うのと別にですね、みんなが共用の5台ずつ、10校ありますので全体で50台あります。これでもってインターネットを見て情報取ったり、ダウンロードしたりということをしてるんですけども、これを我々職員はですね、既にこの仮想ブラウザ一

うのを入れてまして、安全にインターネットを見ることができるようなんですけれども、これを今度学校にも入れようということなんですけれども、というのがこのたびになった理由というのがですね、今回ここ1,830万とあります。これが6年間の使用ができるのが1,800万ですから、1年につき300万ぐらいということになるんですけれども、先ほど言いました今、各校に5台ずつ50台あるパソコンは既にリースが切れてまして、それは5年リースで入れたんですけれども、令和3年の11月で切れてます。切れてますけれどもリース終わったら所有権が移るという契約にしていますので、引き続き使っています。しかしながらもう7年ぐらいたってきてますので徐々に壊れるのも出てきています。そうしたことから、去年というか今年度の予算編成をするときに、新年度、各校5台入れるものを新しくしようというふうに計画しました、当初。その下にあります機器リース料というのが今年度が約500万で、債務負担行為の5ページに行ってもらいたいんですけれども、5ページが各校5台で50台のもの、5年リースしますもので、初年度が約500万で、6、7、8、9で4年間で2,000万で、トータル2,500万を想定して予算要求をさせていただきました。1年につき500万です。これを入れるように準備しつつですね、ほかにいい方法ないか。総務課のDX推進室とも協議検討する中でですね、我々の職員がやってるのと同じ仮想ブラウザを入れたほうが、教員も利便性も高まるし、金額的にも安くなるということで、今回、総務部長説明のとき、組替えという表現しましたけれども、各校5台入れる予定だったものを取りやめて、それぞれのパソコンで安全にインターネットを見れるようにするというのを計画させていただいております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） ありがとうございます。教員においても、やはり今、情報社会でいろいろ調べることも多いし、各学校に5台というのでは、少な過ぎるんじゃないかと思っていました。環境整備のためにしっかりと力を入れて頑張ってもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

美濃議員。

○5番（美濃英俊君） 31ページ、がんばりすと応援補助金について、追加補正出とるんですけれども、これ本年度6月にもうなくなるといった話なんですけど、当初予算どういうふうにかえちゃったのかなってところをお伺いしたいのと、今年急激に増えちゃったのかなってのと併せてお伺いできればと思います。

○議長（吉野伸康君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） がんばりすと応援事業の予算についてのお問合せです。

令和4年度までは、国の制度も活用しつつ、令和4年度で2,100万という予算で運用しておりまして、令和4年度でいきますと14件の採択をしております。令和5年度の予算は600万ということでスタートして、それで既に7月時点で、13件で600万をほぼ底をつきまして、今後、補正の応募に答えるために、起業家支援4件とチャレンジ3件の7件分の500万を追加で今回計上させていただいたところなんです。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） 追加補正ありがとうございます。今後、難しいことだとは思いますが、6月に予算が切れるようなことのないような仕組みづくりとかですね、またお考えいただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） ほかにありませんか。

上本議員。

○3番（上本雄一郎君） 28、29ページ事項別明細書ですが、農林水産業費の3目農業振興費ですね。施設園芸エネルギー転換事業補助金ということで、650万円組んでいただいております。県の新規事業に係るものと御説明でしたが、具体的にはどういうことなのかということと、何件を予定しておられるのか伺います。

続いて、その下、農村整備費ですね、農業用施設維持管理事業費、修繕料360万円計上しております。この詳細、そして内訳をお願いいたします。

同じく農林水産業費、2項林業費で治山事業費です。設計委託料として600万円が計上されておりますが、詳細について伺います。

次のページ、30ページ、31ページです。

農林水産業費、3項水産業費の3目漁港費で、先ほど修繕料工事請負費の関係ですが、漁港外灯の球切れであるとか、修繕とか工事というお話がございましたが、場所ですね、また、内訳お願いしたいと思います。

もう一つ、災害復旧の関係です。38、39ページです。

1項農林水産施設災害復旧費の2目と3目ですね、それぞれ農業施設災害復旧費、林業施設災害復旧費ということで、7月豪雨の関係で工事請負費が計上されておりますが、これについて詳細をお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 産業部に関わる予算全てということで受け承ります。

まず、28ページの3、農業振興費の650万円の予算についてですけれども、こちらの内容はですね、国の事業で、それを県が実施主体で広島県施設園芸エネルギー転換事業という事業が創設されて、その中身はいわゆるエネルギーコストの上昇に対する支援で、ヒートポンプとかそういう省エネ機器への転換とか、あと内部の設備関係の環境負荷を下げるとかというような、エネルギー関係の施設に対する助成事業です。こちらの事業は10分10なので、予算の歳入歳出ともに同額を計上しておりますが、その要望として、現状4件の農業者の方から計画をいただいております。それぞれですね、暖房機関係とか、炭酸ガス発生装置とかそれぞれ計上、要望をいただいたものを予算計上しております、4件分の合計1,300万程度なんですけれども補助事業として650万の予算計上したものです。

それから続きまして、同じく28ページ4の農村整備費の360万円の補正につきまして、その内訳でございますけれども、こちらは平成5年の6月及び7月の大雨で発生した農道の倒木処理や、水路のしゅんせつ等の緊急対応を行ったということで、農道部分が300万、水路の維持修繕が60万という内訳でございます。失礼しました。平成

で申しました。令和5年の間違いでございました。訂正します。

続きまして、林業の治山の小規模、28ページの一番下段の小規模崩壊地復旧事業のほうでございますけれども、こちらはですね、毎年定額的な形で、林のほうでいわゆる小規模な崩壊復旧の事業をやっております。これ継続的にやっている事業ですけれども、翌年度の予定のものを前倒しで今年度やれるというふうになったことと、予算の増額の内示等を受けながら前倒しで設計費等を計上したもので、そのトータルで設計費として翌年のものを含めて今年度やることになったことに起因しての増額補正でございます。件数としては2件分、大柿町の河内地区と江田島町の秋月で2件分でございます。

続きまして、漁港のほうはちょっと土木建築部長のほうで後ほど説明させていただきます。

続きまして39ページの災害復旧の関係でございますが、こちらはですね、農の部分と林の部分それぞれで計上しております。

まず農道部分に関しては、こちらと同様にですね、6月30日から7月1日及び7月8日から9日の大雨によってそれぞれ被害を受けたものでございます。それぞれの農道と林道それぞれ5か所ずつということで災害復旧を行いまして、それぞれ農道部分と林道部分で計上させていただきました。箇所については5か所ずつなんですけど、一応、詳細がもし必要であれば後ほど提供させていただきます。

以上が産業部分の補正の内訳でございます。

○議長（吉野伸康君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 補正予算事項別説明書の30ページ、31ページですね、第6款農林水産事業費、第3項水産業費、第3目漁港費のうち漁港事業費の修繕料の360万円の内訳についてでございます。

こちらについては、先ほどの説明にありましたように外灯の球切れの交換修繕の費用ということになります。場所なんですけれども、こちらは市内に5か所漁港がございます。市が管理している漁港5か所ございます。その中のどこというわけではありませんで、今後、今年度、球切れが発生するであろうという見込みで予算計上させていただいたものでございます。理由としましては、今年度に入りまして、やはり老朽化が非常に目立っているということで、年度当初に想定しておりました交換が必要な外灯の基数、これがどうもある程度上半期でですね、ほぼほぼ全予算を使い果たしそうな状況に今来ているということで、今後速やかに取り替えたいという思いもありましてですね、約18基分の外灯の交換の費用をこのたび補正として提案させていただいているものになります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 上本委員。

○3番（上本雄一郎君） 土木建築部長にお伺いしますが、漁港の外灯、これは水銀灯なんかLEDなんかということと、先ほどもう一つお聞きしとったその下の工事請負費ですね。31ページの今、その漁港外灯の関係というのは修繕料だと理解しておりますが、工事請負費の800万円のほうは、詳細がどうなんかいうことを教えていただきたいと思っております。

○議長（吉野伸康君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 大変失礼しました。まず最初の外灯の話なんですけれども、今の現状の外灯は、水銀灯でございます。それから切れたところで取り替える、修繕をする場合に、LEDの外灯に切り替えるということでこれまでも対応してきておりまして今後も対応していきたいというふうに考えております。

すいません。先ほどちょっと答弁漏れでございました。工事請負費の部分でございませぬけれども、これは漁港の防波堤等の補修というのを今計画的に進めておりまして、その補修の促進を図るというものになります。具体的な箇所としましては、柿浦の防波堤の今、補修の工事を進めておりますので、その促進を図りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第53号

○議長（吉野伸康君） 日程第23、議案第53号 令和5年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第53号 令和5年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和5年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,949万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億9,049万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第53号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の48ページ、49ページをお願いいたします。

このたびの補正予算は4月の人事異動等に伴います職員給与費等の増減、また、令和4年度事業の精算に伴います国への返還金などにつきまして予算の補正を行うものでございます。

初めに歳入でございます。

まず、地域支援事業交付金につきまして、3款国庫支出金、その下、4款支払基金交付金、その下、5款県支出金、そしてその下、7款繰入金、1項一般会計繰入金のうち、2目及び3目におきましてそれぞれ交付金や繰入金の増減を行っております。

50ページ、51ページをお願いいたします。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金は、職員給与費繰入金の増額補正でございます。

8款1項1目繰越金は、前年度繰越金の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

52ページ、53ページをお願いいたします。

今回の歳出補正予算の主なものは昨年度の令和4年度実績に伴います返還金でございます。また人件費につきましては、人事異動等に伴いまして、給料、職員手当などの組替え補正を各款項目におきまして計上をしております。

それでは、人件費関係を除く主な補正につきまして御説明をいたします。

4款1項基金積立金、1目介護保険給付費準備基金積立金は、積立金の増額補正でございます。

54ページ、55ページをお願いいたします。

中段の7款諸支出金、2項償還金及び還付加算金、3目償還金は、令和4年度事業実績の精算に伴います介護給付費交付金及び地域支援事業交付金の返還金の増額補正でございます。

戻りまして10ページでございます。

第2表 債務負担行為でございます。

介護予防教室運営業務委託料の1件をお願いしております。これは現在実施をしております介護予防教室を複数年契約とすることによりまして、安定的で継続的な運営を目指すものでございます。

なお、56ページから57ページには給与費明細書を、58ページには債務負担行為支出予定額調書をお示ししております。

説明につきましては以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第54号

○議長（吉野伸康君） 日程第24、議案第54号 令和5年度江田島市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第54号 令和5年度江田島市下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたしま

す。

○議長（吉野伸康君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） それでは、議案第54号 令和5年度江田島市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

このたびの補正は、人事異動に伴う人件費の減額及び浄化センター修繕箇所の追加により、修繕費を増額するものでございます。

別冊となっております令和5年度江田島市下水道事業会計補正予算書1ページを御覧ください。

第1条 令和5年度江田島市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度江田島市下水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず収入につきまして、第1款下水道事業収益の第1項営業収益を61万円の減額、第2項営業外収益を744万9,000円減額補正を行いまして、第1款下水道事業収益の補正後合計額を12億7,014万1,000円とするものでございます。

支出については、第1款下水道事業費用の第1項営業費用を805万9,000円の減額補正を行い、第1款下水道事業費用の補正後合計額を12億7,984万1,000円とするものです。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

第3条本文の下段を御覧ください。

支出について、第1款資本的支出の第1項建設改良費を19万8,000円の減額補正を行いまして、第1款資本的支出の補正後合計額を5億7,130万2,000円とするものです。

第3条本文、これを御覧ください。

予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億9,200万円を3億9,180万2,000円に減額し、補填財源である過年度分損益勘定留保資金2億711万9,000円を2億702万4,000円に、当年度分損益勘定留保資金1億6,817万5,000円を、1億6,807万2,000円に改め、補正するものです。

第4条 予算第8条に定めた職員給与費を1,025万7,000円の減額補正を行い、6,140万1,000円に改めるものです。

第5条 予算第9条に定めた一般会計からの補助金3億1,696万5,000円を3億933万4,000円に改めるものです。

補正の内容につきましては、7ページの費目別内訳書を御覧ください。

（1）収益的収入及び支出の部の、まず、下表の支出についてでございます。

第1款下水道事業費用、第1項営業費用、第2目処理場費は、給料、手当等、賞与引当金繰入額、法定福利費及び退職組合負担金389万7,000円の減額、修繕費200万円の増額、合わせて189万7,000円の減額。第3目普及促進費、賞与引当金

繰入額10万1,000円の減額、退職組合負担金10万1,000円の増額により、合計額の増減はありません。第4目総係費、給料、手当等、賞与引当金繰入額、法定福利費及び退職組合負担金、合わせて616万2,000円減額し、第1款下水道事業費用の補正予定額を805万9,000円減額するものでございます。

次に、上表の収入につきましては、下水道事業費用の減額に伴い、第1款下水道事業収益、第1項営業収益、第3目一般会計負担金のその他負担金61万円の減額。第2項営業外収益、第2目一般会計補助金を763万1,000円の減額。第4目消費税及び地方消費税還付金を18万2,000円増額し、第1款下水道事業収益の補正予定額を合わせて805万9,000円減額するものです。

8ページをお願いします。

(2) 資本的支出の部についてでございます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、第2目処理場整備費を給料、賞与引当金繰入額及び退職組合負担金、合わせて19万8,000円を減額し、第1款資本的支出の補正予定額を19万8,000円減額するものです。

その他事業実施計画は3ページに、またキャッシュ・フロー計算書は4ページに、そして、給与費明細書は5ページから6ページに記載してあるとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡野委員。

○8番(岡野数正君) まず冒頭の説明でですね、浄化センター修繕箇所、修繕のためのこういう補正を組んであるということですが、これ7ページの2目のところの補正予定額は200というふうにあるんですけど、200万ですか、これでしょうか。

それと併せてですね、浄化センター、どこの浄化センターになりますか。場所を教えてください。

○議長(吉野伸康君) 西川土木建築部長。

○土木建築部長(西川貴則君) 議員がおっしゃられるように、修繕費の増額の200万円でございます。失礼しました。7ページの16、修繕費の200万円でございます。

その内容についてでございますが、今は浄化センターとしまして、切串の浄化センター、それから鹿川の浄化センターについては、機器の不具合ということで修繕をしたいというふうに考えております。それから三高の浄化センター、それから沖の浄化センターにつきましても、こちらも機器の不具合についてということで、修繕を考えてございます。以上4件の修繕の200万円でございます。

○議長(吉野伸康君) 岡野議員。

○8番(岡野数正君) 機器の修繕4か所ですね。どういった機器なんですか。ちょっとそこらがよく分からないんですが、同じように4か所の浄化センターで機器の不具合というのがですね、同じようなものなのか、そこらの具体的な詳細についてちょっと

御説明いただきたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 修繕の内容でございますけれども、まず切串の浄化センターにおきましては、まず空気圧縮機がちょっと動作が不良ということで、それに関係する機器をちょっと取り替えるということです。それから、鹿川の浄化センターですけれども、これは空気供給槽の電気系統の不具合ということで、関連部品を取り替えるということでございます。それから三高の浄化センターですけれども、これは流量計の不具合ということでこれを取り替えるというものでございます。それから沖の浄化センターにつきましては、曝気ブロワのインバーターの誤作動により、そのシステムを少し修繕をするというものでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第55号～日程第36 議案第66号

○議長（吉野伸康君） 日程第25、議案第55号 令和4年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第36、議案第66号 令和4年度江田島市下水道事業会計決算の認定についてまでの12議案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま一括上程されました議案第55号から議案第66号

までの令和4年度江田島市各会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、議案第55号で一般会計、議案第56号で国民健康保険特別会計、議案第57号で後期高齢者医療特別会計、議案第58号で介護保険（保険事業勘定）特別会計、議案第59号で介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計、議案第60号で住宅新築資金等貸付事業特別会計、議案第61号で港湾管理特別会計、議案第62号で地域開発事業特別会計、議案第63号で宿泊施設事業特別会計、議案第64号で交通船事業特別会計、これら10会計の歳入歳出決算を監査委員の審査意見書及び関係書類を添えて議会の認定をお願いするものでございます。

また、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議案第65号で水道事業会計決算を、議案第66号で下水道事業会計決算を監査委員の審査意見書及び関係書類を添えて議会の認定をお願いするものでございます。

令和4年度の決算について、予算執行が合法的になされているか、その会計処理が適正、確実に行われたかといった検証のほか、経理内容の適否、公営企業の運営などの審査に熱心に当たられました三浦代表監査委員、浜西監査委員に対しましては、厚く敬意を表する次第でございます。議会におかれましては、何とぞ御理解ある御審議をいただきまして、的確なる認定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、議案第55号から議案第66号までの令和4年度江田島市各会計の歳入歳出決算の認定についての提案理由とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

本12議案については、監査委員の意見が付されていますので、監査委員からの報告を求めます。

それでは、三浦代表監査委員に入場していただきます。

（代表監査委員 入場）

三浦監査委員、登壇願います。

○代表監査委員（三浦和英君） 令和4年度江田島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査並びに令和4年度江田島市公営企業会計決算審査意見書について御報告いたします。

令和4年度江田島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査につきましては、去る7月27日から8月25日までの間、関係諸帳簿及び証拠書類等の照査などを行いました。また、令和4年度江田島市公営企業（水道事業・下水道事業）会計の決算につきましては、去る6月2日から8月25日までの間、総勘定元帳、その他会計帳票及び関係書類、諸書類との照合など、通常実施すべき審査を慎重に行ってまいりました。

その結果、令和4年度江田島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況並びに令和4年度江田島市公営企業会計決算は、関係諸帳簿の各計数と符合しており、非違の経理はありませんでした。

なお、審査意見書をお手元に配付いたしておりますので、御覧いただきますようお願いいたします。

以上、報告いたします。

○議長（吉野伸康君）　　ここで三浦代表監査委員には退席していただきます。
（代表監査委員　退席）

以上で、監査委員の報告を終わります。

決算審査特別委員会の設置

○議長（吉野伸康君）　　お諮りします。

ただいま一括議題といたしました議案第55号　令和4年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第66号　令和4年度江田島市下水道事業会計決算の認定についてまでの12議案については、議会選出の監査委員を除く15名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、各常任委員会の所管事項別に各分科会へ分割付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本12議案は、議会選出の監査委員を除く15名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審議とすることに決定しました。

閉　会

○議長（吉野伸康君）　　以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これで、令和5年第4回江田島市議会定例会を閉会いたします。

皆さん、御苦労さまでした。

（閉会　14時03分）

地方自治法 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

江田島市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員